

日本EBC協会 会員規約

第1章 総則

第1条

この規約は一般社団法人日本エビデンスベーストコスメティクス協会（略称：日本EBC協会）会員について必要な事項を定める。

第2条

本会は科学的根拠に基づいて効果の実証された化粧品（Evidence Based Cosmetics）に関する情報を収集し評価するとともに正しい知識の啓発を行い、その普及を推進することにより美容と健康、ひいては国民生活の質の向上を目的とする。

第3条

本会は主たる事務所を東京都に置く。

第2章 事業

第4条

本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 科学的根拠に基づいて効果の実証された化粧品に関連する啓蒙活動、調査、研究等の情報提供活動
2. セミナー、講演会、研修会等の実施
3. 科学的根拠に基づいて効果の実証された化粧品に関連する商品やサービスの認証及び認証支援
4. 科学的根拠に基づいて効果の実証された化粧品の発展及び普及推進に関わる事業
5. 科学的根拠に基づいて効果の実証された化粧品に関連するコンサルティング、アドバイス
6. 国内外の化粧品に関連する諸団体との連携事業
7. その他、目的の達成に必要な一切の業務

第3章 会員

第5条

本会は第2条の目的に賛同して入会した者をもって組織する。ただし協会創立後新に加入を希望する者は、理事会の承認を得ることを必要とする。

第6条

本会の会員は次の2種とする。

- ・ 一般会員 日本EBC協会の目的及び事業に賛同して入会した会社・団体
- ・ 協賛会員 日本EBC協会の目的及び事業に賛同して入会した個人および化粧品販売を生業とするが化粧品製造販売業のライセンスを持たない会社・団体

第7条

本会の会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とはならない。

第8条

本会の会員は、本規約並びに本会との間で合意した約定を遵守する。

第9条

本会の会員は以下に挙げる事項について優先的に利用できる権利を有する。

（全会員）

- ・ 協会が発信する情報の受信
- ・ 協会が主催または公認する各種イベントへの優先参加権

(一般会員のみ)

- ・ 科学的根拠に基づき効果の実証された化粧品原料（以下、EBC原料という）の協会による認定の申請
- ・ 協会の認定を得たEBC原料への認定マークの使用
- ・ 科学的根拠に基づき効果の実証された化粧品（以下、EBC化粧品という）の協会による認定の申請
- ・ 協会の認定を得たEBC化粧品への認定マークの使用
- ・ EBC原料を使用しEBC化粧品を製造する際の、製造行為に対する協会認定の申請
- ・ 協会の承認する公開オンラインデータベースへのEBC原料及びEBC化粧品の登録
- ・ EBCに関する個別相談・コンサルティング

(協賛会員のみ)

- ・ 自らの販売するEBC化粧品への認定マークの使用
- ・ EBC化粧品の販売に関する個別相談・コンサルティング

第10条

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、協会は入会を承認しない場合がある。

1. 入会申し込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
2. 過去に協会から会員資格を取り消されたことがある場合
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは個人またはこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
4. その他協会が会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第11条

会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

第12条

会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を超えて利用することはできず、また第三者をして使用させることはできない。

第13条

会員はその氏名、住所、または連絡先等について、協会への届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。協会は、会員が通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第14条

会員は所定の届出をして退会することができる。

第15条

会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認められた場合、協会は当該会員との間の本会員契約を解除し、会員資格を喪失、除名させることができる。

1. 会員としての品格を損なう行為があると協会が認めた場合
2. 本規約、またはその他協会が定める規約、協会との間で合意をした約定に違反をした場合
3. 本規約及び本規約以外において協会との間の取り決めにより協会に通知をすべき事項について、通知を怠りまたは虚偽の通知をした場合
4. 協会の事前の同意なく、協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
5. 協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
6. 協会の事業活動を妨害する等により、協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

7. 法令または公序良俗に違反した場合
8. 支払停止または支払不能の事由を生じた場合
9. 反社会的勢力や団体またはその関係者であると認められた場合
10. 解散の決議（法令による解散を含む）をした場合
11. 協会を通じて知り合った会員に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為があると協会が認めた場合
12. 協会の目的と協調し難い事業などに参画したと協会が認めた場合
13. 会費の支払いをせず、督促後なお支払いをしない場合。この場合において、滞納した会費の支払い義務は免れない。
14. その他、協会が会員として不適切と認める相当の事由が発生した場合または協会が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合

第16条

会員がすでに納入した会費等については、退会、資格の喪失、除名等その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第4章 その他

第17条

会員は、協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても、協会は一切責任を負わないものとする。

第18条

会員間の問題に関して、協会は一切の責任を負わないものとする。

第19条

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第20条

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第21条

この規約で定めるもののほか、必要な事項は理事会の議を経て別にこれを定める。

附則

本会員規約は平成26年10月9日より施行する。